## 令和4年第1回佐伯市農業委員会議事録

日 時: 令和4年1月5日(水曜日) 15時30分~16時25分

場 所: 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員: 1番 宮脇 保芳 3番 山田 美之 4番 河野 周一 5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏 9番 小野 隆壽

10番 小野 美智子 11番 竹中 裕子 13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘

16 番 田原 俊秀 17 番 夛田 寿志

出席農地利用最適化推進委員: 佐伯1区 松本 仁 佐伯2区 清田 馨 佐伯3区 安藤 博 佐伯4区 山田 裕也 佐伯5区 笠村 由喜 佐伯10区 疋田 定 佐伯11区 高畠 相吉 弥生3区 藤原 安政 本匠1区 矢野 正人 宇目1区 岡田 安代 鶴見区 三又 秀喜 米水津区 今田 今義 蒲江3区 飛髙 聖悟

欠席委員: 2番 松尾 孫重 12番 高畠 千恵美

事 務 局: 事務局長 橘 公展 総括主幹 江藤 明子 副主幹 束木原 一義 副主幹 天野 仁

事務員 児玉 真輝

農 政 課: 副主幹 河合 政和 事務員 野口 大樹

## 議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画(案)について(農政課)

- ②利用権設定の推進について (お願い) (農政課)
- ③農用地利用配分計画(案)の意見聴取について(農政課)
- ④空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について
- ⑤佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
- ⑥非農地証明願について

事務局長:それでは令和4年第1回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席は2番松尾孫重委員、12番高畠千恵委員です。なお、10番小野美智子委員につきましては少々遅れるとの連絡を受けています。農業委員16名中本日の会議の現在の出席者は13名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては、本日はお残りいただいて総会にご出席いただくという運びとなっております。なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、改めてお知らせをいたします。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和3年12月17日付けで25件及び令和3年12月23日付けで1件許可となっていますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長: (挨拶)

事務局長:農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくお願いします。

議 長:それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。 議事録の署名を13番塩月吉伸委員、14番三又勝弘委員にお願いします。議事に入ります前 に事務局から議案の説明をお願いします。

事務局:説明に入る前に議案書の一部を訂正させてください。議案書の3ページをお開きください。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての2番の案件についてです。表の真ん中より右側にあります譲受人(借人)の氏名の訂正となります。訂正内容については、前のスクリーンに映しておりますので訂正方をよろしくお願いします。なおこの2人の関係は親子関係となりますが、今後このような訂正がないように努めます。大変申し訳ありませんでした。それでは議案書の2ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第3条、件数は3件、田が1,544㎡、畑が1,672㎡、合計面積3,216㎡。農地法第4条、件数は5件、田が6,957㎡、畑が0㎡、合計6,957㎡。農地法第5条、件数は4件、田が621㎡、畑が2,953㎡、合計3,574㎡。総数の合計件数が12件、合計面積が、田が9,122㎡、畑が4,625㎡、総合計面積が13,747㎡。以上を提案いたします。審議の程をお願いします。

議 長:ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議案審議いたします。なお本日は小川推進委員が欠席のため、事務局より説明と、推進委員からの意見もあわせてお願いいたします。

事務局:申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。3条の1番について説明します。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農

業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。 農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と夫の2人で行っているとのこと です。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は60.48 a となり、佐 伯地域の下限面積40 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の 支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんから 特に問題ない旨の意見書をいただいております。

- 議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは3条の1番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら 挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りま とめたいと思います。それでは3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思いま す。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の2番につ いて、本日は小野貴展推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員からの意見もあわ せてお願いいたします。
- 事務局:住宅地図の冊子2ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や果樹、野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と子の2人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は147.02aとなり、宇目地域の下限面積40a以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。コンクリート舗装部分につきましては、農地法施行規則第29条第1項第1号に伴う届出書を提出いただいていることを申し添えます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんから特に問題ない旨の意見書をいただいております。
- 議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは3条の2番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら 挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りま とめたいと思います。それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思いま す。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の3番につ いて、本日は小里推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員からの意見もあわせて お願いいたします。
- 事務局:住宅地図の冊子3ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請 農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は米や野菜を栽培しているとのことです。農業経 営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と母の2人で行っているとのことです。 農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は41.66 a となり、宇目地域 の下限面積40 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は 予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんから特に問 題ない旨の意見書をいただいております。

- 議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは3条の3番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら 挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りま とめたいと思います。それでは3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思いま す。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。これで農地法第3条の3件 の審議を終わります。続きまして4ページの議案第2号農地法第4条の規定による許可申請 についてを議案審議いたします。4条の1番について事務局説明をお願いします。その後に 推進委員の意見をお願いしたいと思います。
- 事務局:4条の1番について説明いたします。お配りしている地図の4ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内第二種中高層住居専用地域の第3種農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は周囲より1段低いため、かさ上げをして畑として利用する計画です。造成後は果物、ミカン類を作付けする計画です。申請地では1.8mのかさ上げを行いますが、隣接地に対しては間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-エ-(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは続きまして清田推進委員お願いします。

佐伯2区推進委員:特に問題ないと思われます。

- 議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見でございますので取りまとめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の2番について事務局説明をお願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。
- 事務局:4条の2番について説明いたします。お配りしている地図の同じく4ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内第二種中高層住居専用地域の第3種農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は周囲より1段低いため、かさ上げをして畑として利用する計画です。造成後は果物、ミカン類を作付けする計画です。申請地では1.8mのかさ上げを行いますが、隣接地に対しては間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。
- 議 長:それでは続きまして清田推進委員お願いします。

佐伯2区推進委員:特に問題ないと思われます。

議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見でございますので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の3番について事務局説明をお願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事 務 局:4条の3番について説明いたします。お配りしている地図の5ページをご覧ください。申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地ではハウスを建ててイチゴを栽培する計画がありますが、その準備としてかさ上げを行う計画です。申請地では0.4mのかさ上げを行いますが、隣接地に対しては間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利を管理する岸河内地区から問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は運用通知第2-1-(1)-ア-(イ)-c-(a)、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは続きまして安藤推進委員お願いします。

佐伯3区推進委員:特に問題ないと思われます。

議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の4番について事務局説明をお願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:4条の4番について説明いたします。お配りしている地図の同じく5ページをご覧ください。申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地ではハウスを建ててイチゴを栽培する計画がありますが、その準備としてかさ上げを行う計画です。申請地では0.8mのかさ上げを行いますが、隣接地に対しては間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利を管理する岸河内地区から問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは続きまして安藤推進委員お願いします。

佐伯3区推進委員:ここも同様に問題ないと思われます。

- 議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の5番について事務局説明をお願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。
- 事務局:4条の5番について説明いたします。お配りしている地図の同じく5ページをご覧ください。申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は隣接道路より低く管理できないため、かさ上げをして畑として利用する計画です。造成後は、栗や柿等を作付けする計画です。申請地では1.5mのかさ上げを行いますが、盛土する高さは隣接道路に合わせて、水路に対しては安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利を管理する岸河内地区から問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは続きまして安藤推進委員お願いします。

佐伯3区推進委員:ここも問題ないと思われます。

- 議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第4条の5件の審議を終わります。続きまして5ページの議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5条の1番について事務局説明をお願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。
- 事務局:5条の1番について説明いたします。地図の6ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、準工業地域の第3種農地の畑です。店舗としての用途による申請です。転用者である借人が申請地に作業服販売店舗、鉄骨造平屋建、床面積437.28㎡を建築し、駐車場30台分を確保する計画です。造成工事は整地のみで盛土切土はしないため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また駐車場はアスファルト舗装を行い、汚水処理は合併処理浄化槽を設置し、処理水及び雨水は道路側溝に放流します。小田井堰土地改良区から地区除外等処理規程による協議が整い、合意の意見書が添付されています。許可基準は、運用通知第2-1-(1)-エ-(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは続きまして清田推進委員お願いします。

佐伯2区推進委員:特に問題ないと思われます。

議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。次に5条の2番について事務局説明をお願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:5条の2番について説明いたします。地図の7ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。太陽光発電施設としての用途による申請です。申請地では果樹を栽培しておりましたが、貸人に相続後は栽培しなくなり、耕作管理していくことに苦慮しておりました。そこで管理の負担を軽減するために、太陽光発電施設を設置しようとした借人との間で賃貸借契約を結ぶことになりました。なお、今回の申請案件は地域活用案件に準じた位置づけの案件となっており、地域住民の方々が太陽光発電で発電した電力を災害時等必要な場合に使用できるコンセントや、電気自動車充電設備を装備しています。申請地では180枚の太陽光パネルを設置し、隣接住宅の日影の影響があるスペースは保守点検の作業スペース及び車両乗り入れ並びに充電スペースとして利用します。盛土等の造成工事は行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1) -カ-(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによって当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは続きまして三又推進委員お願いします。

鶴見区推進委員:特に問題ないと思われます。

議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。次に5条の3番について事務局説明をお願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:5条の3番について説明いたします。地図の8ページをご覧ください。申請地は、都市計画 区域内第二種中高層住居専用地域の第3種農地の田です。資材置場及び駐車場用地としての 用途による申請です。譲受人の関連会社の敷地内に確保している既存の資材置場では手狭と なっており、作業ヤード内と関連会社の倉庫内に仮置きしている状況です。また、従業員用の駐車場の割り当て以外の4台については、現在関連会社の来客用スペースに駐車している状況であるため、今回申請地を譲受人の会社の資材置場及び従業員用の駐車場として利用する計画です。申請地では譲受人の会社の塗装関係の資材置場及び従業員用の4台分の駐車スペースを設けます。造成工事は盛土を行いますが、隣接所有地及び里道の高さに合わせ、隣接水路に対しては間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは続きまして笠村推進委員お願いします。

佐伯5区推進委員:特に問題はございません。

議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の4番について事務局説明をお願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:5条の4番について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。進入路及び駐車場用地としての用途による申請です。譲受人の自宅までの道路は軽自動車1台の幅しかなく、何とか通行し、道路角を曲がるのも脱輪防止のため鉄板を敷いている状況です。また、自宅の庭は狭いため、個人用の車2台のうち1台の駐車でも転回が困難な状況です。そのため今回の申請により、自宅前の申請地を進入路及び駐車場(個人用2台の内1台は自宅庭が物干し場等で使用できないとき用、来客用2台の内1台は市内の親戚用)として利用する計画です。申請地では、譲受人の自宅までの進入路及び個人用2台と来客用2台の計4台分の駐車スペースを設けます。造成工事は盛土を行いますが、隣接する道路の高さに合わせるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは続きまして藤原推進委員お願いします。

弥生3区推進委員:農地への影響について4点にわたってチェックを入れました。問題ありません。総合的な周囲の営農条件についても問題ありません。

議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の4番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたの

で取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第5条の4件について審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第1号農地法第3条の3件につきましては許可したいと思います。議案第2号農地法第4条の5件、議案第3号農地法第5条の4件につきましては本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。通常ならここで休憩するところですけども、本日は農政課も控えているということで、引き続き進行させていただきます。それではその他の議案①農用地利用集積計画(案)について議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。

- 農 政 課: 農政課野口です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画(案)として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は全21件となっています。お手元の農用地利用集積計画(案)をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間1年が2筆で1,468㎡。契約期間5年が5筆で2,178㎡。契約期間6年が1筆で992㎡。契約期間10年が10筆で8,007.91㎡。契約期間20年が3筆で9,466㎡。これらを合計すると全21筆で22,111.91㎡となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画(案)にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 議 長:ただいま農政課より農用地利用集積計画(案)について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので、農用地利用集積計画(案)について取りまとめたいと思います。 賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について(お願い)ということで農政課お願いします。
- 農 政 課:利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしくお願いいたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは1月17日といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしくお願いします。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いします。以上よろしくお願いいたします。
- 議 長:今月の締め切りは1月17日となっておりますのでよろしくお願いします。続きまして③農用 地利用配分計画(案)について農政課より説明をお願いします。

- 農 政 課:農政課の河合です。お手元の農用地利用配分計画(案)に沿って説明させていただきます。 1 枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和 4 年 3 月 1 日 開始分 19 件になります。契約期間 5 年のもの、契約更新で登記地目が田、3 筆 5,038 ㎡。契 約期間 6 年のもの、更新で登記地目が田、1 筆 992 ㎡。契約期間 9 年 3 月のもの、新規で登記地目が田、7 筆 7,560 ㎡。契約期間 20 年のもの、新規で登記地目が畑、3 筆 9,466 ㎡、更新で登記地目が田、5 筆 4,858 ㎡。以上合計 19 筆、面積が 27,914 ㎡となっています。詳細につきましては 2 枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 議 長:ただいま農政課より農用地利用配分計画(案)についての説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。(ありません、の声あり)ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画(案)について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)挙手全員ということで、農用地利用配分計画(案)についての意見は特になしということとします。それでは続きまして、④空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてを審議します。本日、井上推進委員が欠席のため事務局より説明と推進委員の意見をお願いいたします。
- 事務局:申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。住宅地図の冊子をご覧ください。今回の申請は空き家バンクに関連した農地の指定についてです。今回の申請地は空き家バンクに登録された家屋に隣接しています。申請する農地は1筆で、総面積は4.12aです。空き家バンクに登録された空き家を購入される方が農地の購入も希望される場合は、後日改めて3条申請を行うこととなります。農地の状態から判断して耕作に適した農地と認められるか、空き家バンクに登録された家屋からの耕作距離は適当か、以上をご留意の上、審議をお願いいたします。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいております。
- 議 長: 事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして、⑤佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを協議します。昨年の12月総会にて、保留となった除外申請1番についての経緯について事務局説明をお願いします。
- 事務局:案件番号1番について当初の申請概要と経緯について説明いたします。申請者は当初、今後 耕作する予定がなく、杉を植栽し管理可能な山林用地として有効利用したいと考えていまし

た。また、樹木は成長するに伴い、日照通風等の影響による周辺農地への被害防止措置が必要と思われますが、隣接農地の所有者から申請地を植林することについて事前に同意を得ていた状況です。スライドの航空写真では、緑色の地目全てが畑、隣接農地です。なお、青色の地目は山林と雑種地です。よって農地の真ん中が申請地となり、農地が分断される形で杉が植林される計画でした。申請地は第2種農地にあたります。つきましては昨年12月総会にて保留後、申請地を植林することについて地元農業委員、推進委員さんのご協力を得て検討したところ、申請者本人より転用ではなく畑として利用するため、申請の取下げ申出を令和3年12月27日付けで受付し、翌日28日付けで佐伯市役所農政課より本意見書の提出依頼の差し替えがありました。事務局の説明は以上です。

- 議 長: それではこの件についてご尽力いただきました小野隆壽委員にこれまでの経過について補 足があればお願いしたいと思います。
- 9番委員:事務局から説明があったとおりでございます。年末に本人に会い、杉というのは大きくなるからという話をし、それならもう取り下げようとご本人から言われました。その後、今は少し草が生えているんですが、迷惑のかからないようなものを植えようかなと本人が言っておりました。
- 議 長:小野隆壽委員から経緯の補足がありました。よって本案件は、申請者からの取下げが令和3年12月27日に農政課にあったことで処理をしたいと思います。それでは次に⑥の非農地証明願についてを審議いたします。1番については小野貴展推進委員が欠席のため、事務局よりあわせて説明をお願いします。
- 事務局:それでは非農地証明願1番の説明をいたします。申請地の現地調査は12月14日に担当区の小野推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市宇目大字小野市の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。現地は添付書類の位置図をご覧ください。本申請地は平成7年に現所有者が相続しましたが、高齢のため耕作できなくなり、それ以降耕作放棄されております。現況はスクリーンに映し出されているような状況で、農地に復元するには非常に困難な状況となっております。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当すると思われます。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくお願いします。
- 議 長:ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に2番について事務局説明お願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:それでは非農地証明願2番の説明をいたします。申請地の現地調査は12月10日に担当区の 三又推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市鶴見大字有明浦の1筆です。 申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は昭和41年に現所有者が相 続しておりますが、愛知県に在住していることで不耕作状態となっております。現況は航空 写真でも分かると思いますが、山頂に位置し道も荒れ果てているため、現地に行くのが困難 な状況でありましたので、遠景写真しか撮れていません。よって、この遠景写真及び航空写 真により判断いただければと思います。今後は山林としてこのまま放置すると聞いておりま す。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当するかと思われます。事 務局の説明は以上です。

議 長:それでは三又推進委員お願いします。

鶴見区推進委員:特に問題はないと思われます。

議 長:ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に3番について事務局説明お願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:それでは非農地証明願3番の説明をいたします。申請地の現地調査は12月10日に担当区の 清田推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字稲垣の1筆です。申請地 の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は現所有者の父親が平成4年に農 地法の知識がなかったことで、隣接の畑の一部に住居を増築しております。現況はスクリー ンに映し出しているように、一部は畑が残っておりますが、家庭菜園として利用しておりま す。また、課税においては宅地課税となっており、このまま住居として利用していくとのこ とです。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当するかと思われます。 事務局の説明は以上です。

議 長:それでは清田推進委員お願いします。

佐伯2区推進委員:問題ないと思われます。

議 長:ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に4番について事務局説明お願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:それでは非農地証明願4番の説明をいたします。申請地の現地調査は12月10日に担当区の 飛髙推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市蒲江大字畑野浦の4筆です。 申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成12年頃から耕作者が 高齢のため、不耕作状態となり現在に至っております。現況は雑木が生い茂り、林地化して おります。現況から判断すれば、山の傾斜地でもあり、農地として復元しても継続して耕作 するのは困難だと思われます。現地の状況については、スクリーンに映し出しているとおり です。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当するかと思われます。 事務局の説明は以上です。

議 長:それでは飛髙推進委員お願いします。

蒲江3区推進委員:特に問題はないと思われます。

議 長:ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に5番について事務局説明お願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:それでは非農地証明願5番の説明をいたします。まず申請地の現地調査は12月10日に担当区の高畠推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字青山の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は、前所有者が昭和58年頃に養豚業を廃業し、その一部に倉庫を建築しております。残地についてはコンクリート基礎があり、また畑地も一部残っておりますが、宅地課税をされております。現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、宅地として管理していくとのことです。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当するかと思われます。事務局の説明は以上です。

議 長:それでは高畠推進委員お願いします。

佐伯11区推進委員:特に問題はないと思われます。

議 長:ただいま事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして6番について事務局説明お願いします。その後に推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:それでは非農地証明願6番の説明をいたします。申請地の現地調査は12月14日に担当区の 松本推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市長島町の1筆です。申請地の 土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は、平成13年頃に前所有者が農地法 の知識がなく、畑を駐車場として隣接の病院に貸していると聞いております。平成31年に現 所有者が相続をしましたが、農地であることが判明したためこの申請に至っております。現 況を見てもお分かりのとおり駐車場として使用されており、農地に復元するのは経済的損失 を考慮すれば、困難であると思われます。現況はスクリーンに映し出されているとおりです。 よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当するかと思われます。事務局 の説明は以上です。

議 長:それでは松本推進委員お願いします。

佐伯1区推進委員:現地を確認したところ、特に問題はないと思われます。

議 長:ただいま事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。それでは取りまとめたいと思います。非農地証明願の6件につきましては、6件を承認したいと思います。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

17番委員:以上をもちまして、令和4年度第1回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。

(16 時 25 分閉会)